

第十三回 参議院文部委員会會議録第四十八号

(九〇九)

昭和二十七年七月九日(水曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 白波瀬 米吉君
高田 眞子君
相馬 助治君
木内 キヤウ君

委員

川村 松助君
木村 守江君
黒川 武雄君
石黒 忠篤君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木 正三郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

衆議院議員

国務大臣

文部大臣 天野 貞祐君
政府委員 若林 義孝君

文部省初等中等教育局長 田中 義男君

文部省調査普及局長 久保田 藤麿君

説明員

文部省初等中等教育局庶務課長 内藤 三郎君
農林省農地局管理部長 谷垣 專一君

○教育及び文化に関する一般調査の件

(教育関係法案に関する件)
(教育環境整備に関する件)
○義務教育費国庫負担法案(衆議院提出)

出

○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を開きます。

最初に矢嶋委員から文部大臣に対する緊急の質問があります。文部大臣が御出席になりましたから御発言をお願いします。

○矢嶋三義君 文部大臣に質問申し上げます。前に先ず事務局に伺いますが、私は当面教育行政について重大な問題と考へまして、先週の日曜日に文部大臣に對しての緊急質問の通告をなし、その質問要旨も詳細に書いて政府委員室へ手交しておたわけでございますが、政府委員室のほうではこれをどういうふうに取り扱われたか、一つ承わりたいと思ひます。

政府委員のおいでになつて答弁頂く前に大臣に伺ひたいと思ひますが、大臣は私の緊急質問事項を、書簡によつて通告してあつたのを御承知であつたかないか、その点を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 承知いたしました。

○矢嶋三義君 この問題は私は正式には議院運営委員会におきまして、国会議員の質問するところの権利並びにこれに對しての政府委員が答弁しなければならぬ義務という立場から、議院運営委員会でも正式に取扱うべき問題と考へますけれども、一応私は大臣にお

伺ひたいと思ひますのでございまして、大臣は私が通告しましたところの書簡による質問要旨並びに本日本会議において私が申し上げました内容に對する答弁として、政府委員天野文部大臣としての答弁があれで妥當だと思へば、それについてしやるかどうか、その点を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はあの答弁は、まだ否決になつておらないのですから、否決を假想した答弁でございまして、内容についてはあれでよいと思つております。殊に私の一身上に關することのときは、私は答弁しなくてもよいと思ひます。

○矢嶋三義君 一身上に關する問題が、ありましたならば、それは答弁しなくても、大臣がその見解なら結構です。私は飽くまでも国会法並びに参議院規則に基いて質問いたしております。従つて国会法、参議院規則に反して私は懲罰を受けるような内容には一切触れておりません。大臣は現在衆議院において法律案が審議中であるから云々と申されますが、だからして私は質問に申上げましたように、先ずこの法律案が成立することを願望する立場において質問申し上げ、それから次に若しこの法律案が否決された場合についての私は質問を申上げ、最後に財政的な立場から御質問申上げておる。具體的に申上げまして、このたびの、あとで又お伺ひいたしますが、或いは党利党略の問題とか或いは準備期間の問題とか、或いはそれらに對する対策、或いは今

から準備しなければならぬ市町村單位にするのか、一部事務組合單位にするのか、恐らく市郡單位にするのかと、如何に今後されるつもりであるかという、それらに對する見解或いは教育長、指導主事の養成計画の問題とか、或いは若しそうなたならば専任者の問題をどうするつもりであるかという法的根拠に基いたところの質問、或いはこれが実施されることになつたならば、これに財政的な裏付けといふのは地方財政の事情から絶対に必要なのであります。従つて私は文部省と地財委と大蔵のこれに要するところの所要予算については、現在ですら食違ひがあることは承知いたしております。

従つて文部省としてはこれは責任を持つて私は算盤を弾いていなくてはならぬと思ひます。而もこれが野党が否決しているならばともかくも、絶対多数を誇る手党が否決して、休会明けの二十五日の本会議において否決は必至だと、こういう段階の中にある。而も選挙の告示といふものは九月上旬、もう二ヵ月足らずの期間しかない、そういう段階に責任当局である文部省といふものは、これは当然準備がなければならぬと思ひます。それらに對するところの事項を御質問申上げたのに、これに對して全然答弁がないのです。果して政府委員として責務を果したことになるか、その点を重ねて大臣の所見を伺ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はそういう細かい点はこの委員会でも事務当局がよく答へたらそれでいいのじゃないか、余り大臣が細かいことを答へて、いろ／＼他との相談も少しもしてないのですから、大蔵省や地財委とは一つも相談してないのですから、やはり政府當局なんですからその間にいろ／＼な食違ひが起つたりすることは困ると、こう考へるのであります。

○矢嶋三義君 それならばなぜそういうふうな答弁ならぬのです。だから私はあなたに個々の準備をして頂くために詳細に私は質問事項といふものを書いて出している。それならばそれでいい。個々のことはまだ十分検討していないから、だから他日にするとか、そういうような答弁があつて然るべきだ。ただあなたはこのまま法律案の成立を願望しておるといふこと、万全の対策を講じておる。万全の対策を講ずるにはいろ／＼の要素があるから、その私は重要ポイントだけを伺つたわけなんです。従つて私はそれは当然答弁されて然るべきである。而も衆議院で四日に文部委員会でも否決されれば本日で一週間も経過しておれば、こういう基本的な問題についてはこれは私はもう文部省としては結論を出され、私は対策を持つておられなくちゃならない。大臣がそう言われることは全く無準備だといふことを暴露しておるじやないですか。私はかくのごとき大臣の心がけと文部省の準備状況でこういうことが實際行われるか行われぬか、杞憂に堪へません。如何でございませうか。

○国務大臣(天野貞祐君) 自分たちはこ

よく答へたらそれでいいのじゃないか、余り大臣が細かいことを答へて、いろ／＼他との相談も少しもしてないのですから、大蔵省や地財委とは一つも相談してないのですから、やはり政府當局なんですからその間にいろ／＼な食違ひが起つたりすることは困ると、こう考へるのであります。

○矢嶋三義君 それならばなぜそういうふうな答弁ならぬのです。だから私はあなたに個々の準備をして頂くために詳細に私は質問事項といふものを書いて出している。それならばそれでいい。個々のことはまだ十分検討していないから、だから他日にするとか、そういうような答弁があつて然るべきだ。ただあなたはこのまま法律案の成立を願望しておるといふこと、万全の対策を講じておる。万全の対策を講ずるにはいろ／＼の要素があるから、その私は重要ポイントだけを伺つたわけなんです。従つて私はそれは当然答弁されて然るべきである。而も衆議院で四日に文部委員会でも否決されれば本日で一週間も経過しておれば、こういう基本的な問題についてはこれは私はもう文部省としては結論を出され、私は対策を持つておられなくちゃならない。大臣がそう言われることは全く無準備だといふことを暴露しておるじやないですか。私はかくのごとき大臣の心がけと文部省の準備状況でこういうことが實際行われるか行われぬか、杞憂に堪へません。如何でございませうか。

○国務大臣(天野貞祐君) 自分たちはこ

これは是非通したいという考えを今以て捨てておられないのです。併し通らないということも可能性が確かにありますから、その点には事務当局が非常に勤勉に計画をいたしております。だから絶対これはどうにもならんとは私もは考えていないわけでありまして。いろいろ困ることはありますが、何とかそれは事務当局において計画を立てようというところでありまして。

○矢嶋三義君 私には若干それではお伺いいたしたまいます。私は大臣、基本的なことを伺つていますよ。この法律案は我が国の文教政策の立場から考へて、全く根幹をなす重大な問題でございます。ところが政府提案にかかるとこの法律案が衆議院であらうに審議が渋滞して遂に否決になつた。その過程を考へるときに、これは何人も中正な考へを持つた人は総選挙を前にして自由党の諸君が選挙に怯えて、その対策として日教組の弱体化を図るといふ立場からそういう党利党略、闘争の具に供する立場からやるといふことは天下周知のことです。私は日教組のあり方がいかばかりか、或いはそれらの問題はそれは別個の問題として私はやればよいと思ふのです。(余計なことだ)と呼ぶ者あり)それは選挙を有利に展開するためにその方法として手段を選ばずに、あらゆる野党から絶対反対があるところの、このすべての市町村へ教育委員会を設置するということに自由党が態度をきめたということ、これはどの新聞を見てもはつきりとそういうふうに興論は認めております。かくのごとき教育の根幹になる問題が党利党略で扱われていかどうかというところは先ほど御質問申し上げまし

たが、これに對しても大臣は一言も答弁がない。大臣はこれをどういふふうにお考へになつていますか。

○國務大臣(天野真祐君) 教育問題を党利党略に用いて悪いというふうなことは、これは当然のことです。私が答弁する必要はないと思ふのです。ただ自由党が党利党略に用いていられるかどうかというところは、これは私がそういう判断を、そういうことについては審かにいたしておりますから何とも言へないことではあります。

○矢嶋三義君 大臣はこの二法律案の成立を希望している大臣の政策としては、もう基本的に常にその立場で来たんでございまして、大臣は何ですか、どういふ努力をしてこれは貫徹しようとお考へになつておられるのですか。その点も大臣の決意は一切伺えなかつたわけですが、それを御答弁頂きたい。

○國務大臣(天野真祐君) 今までのいろいろやつて来ていることは或いは御承知ではないかと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣はいろいろやつたと言われますがね。私は次にお伺いいたしますが、こういう基本的な政策を与党、自由党で否定された。大臣はこういう市町村に教育委員会を設置することに問題があるということを常々申されて来られておられます。従つて予算を見てもはつきりわかるように、教育長の報酬にしても、教育指導主事の講習にしても、その養成というものは昨年度で打ち切つて計画されておられません、ということ、大臣は市町村すべて教育委員会を作らないという天野文相の計画で本日まで来られたということ、あの教育長、指導主事の予算面から見てはつきりしている。昨年度予算を提出し

たとき、指導主事の教育はこれで打ち切つたということ、これを私に申された、従つて地方公共団体は全部その心構へで来ている、この基本的な政策を否定されて、大臣は私がさつきお伺いいたしましたように、これに屈服するのです。屈服という言葉は適當でないかも知れませんが、大臣は曾つて私の質問に對しまして、与党の決定したことは、いいことならば私は自由党員でないけれども従います。併し与党の決定が適當でないときには私は断じて従わないということを確信を以てこの委員会に答弁されておられるのです。然らば天野文相の基本をなすところのこういう市町村には教育委員会はすべてこの十一月に設けることは適當でないから一年延ばして検討する。それを目標として中央教育審議会がわざ／＼設けられた、これが天野文相の構想だつたわけでありまして。それに対してあなたはどういう決意を以てこれに對処されるのか、私はこの市町村に教育委員会を設けられることによつて日本の教育政治史上には一大汚点を残す、従つてこの行末というものははつきりしておると思ふ。本日に天野文相大臣が日本の教育というものを憂ふるならば、私はこの基本的な問題に對して自由党がかくのごとき態度をとるならば、大臣は乾坤一擲の私は行動に出てこの日本の教育の混乱を防がれてこそ、私は今までの天野文相大臣の言動からして國民に應えるゆゑんだと思ふのですが、そういう点、天野大臣のつん／＼張つた態度というものは私は非常に遺憾に考へております。それなると故に我が国の教育はまさに収拾すべからざるどころの混乱に陥らうとしておられることに

對しては大臣はどうお考へですか。

○國務大臣(天野真祐君) 私は矢嶋さんは少し誤解があると思ふのです。私は自由党内閣にいるから自由党のきめることに従ふと言つたのです。よいことに従ふなら、何もそんなことを言う必要はない。そうでないことも意に反したことも、自由党内閣にいるから自由党できめたことには従ふ、我々もそうしてきめるだけのことをしてそれでも自由党がきめるという場合には、自由党内閣の一員としてはそれに従ふ。けれども、事はいろいろの場合によつていろいろありますから、一概に言へないけれども、大体の方針としてはきめる。私は御承知でありまして、勝海舟の「行蔵はわれにおいて存す、毀譽は他人のこと」といふ、そういう心がけを以て人生に処しておる者であります。その他のことは見解の違ひだと思つております。

○矢嶋三義君 ほかに御質問があるようでありまして、若干質問して私は打ち切りたいと思ふのですが、与党で、絶対多数の与党でこれを否決して次の本会議でも恐らく否決されるだろうと、そこでこれに對するところの、どうなるかという公共団体からの問合せは、我々個人のところへも一応山積しておる状況なんです。そこで私は大臣に一体市町村単位設置を指導するの、或いは市町村の一部事務組合に持つて行くつもりか、市郡単位を適當と考へておるか、その指導と助言の責任が當局たる文部大臣としてはどうするつもりかということについてお伺いしたものであります。これがいづれかになることによつて事務的の処理というものが、準備というものがたくさんあ

るわけでありまして、従ひましてもうこれはすでに検討されていなければならぬ。そういう見解を伺つたのであります。これに對する答弁がないのであります。如何ですか。

○國務大臣(天野真祐君) それらの点については、事務当局が今非常に努力していろいろ研究をいたしております。

○矢嶋三義君 それではそれと関連してお伺いしますが、二十三年の七月十五日に教育委員会法が通過して、その年の十一月五日に選挙したが、非常に趣旨が不徹底で、十分な選挙が行われなかつた。二十五年に半数改選がありまして、その努力も非常に徹底しなかつた。五十七の市町村にあるところの教育委員会の候補に前科入犯という人が出たという当時記録まで残つておるわけでありまして。而も京都府のごときは二割台の投票率であつた。それを今度すべての市町村に設けることになりまして、今大臣が言われておられる程度の準備過程で、一体この十月五日の選挙が行われて十分な啓蒙が行われ、そして十分な選挙目的を達して、そして言うところの民主教育があの法律案を否定するところの人によつて果して確立することができるといふのか、こういう立場から見れば、私はとてもこの見通しは立たないと思ふのです。従つて大臣にこの選挙期日を少し延ばすようなことはないかということも伺つたのですが、それに対しての見解もない。而もどういふ準備は、いつ終るといふ見通しもない。十月五日に迫つておるのに、その期日をどうやるといふ見解もない。一体これは無責任極まるものじゃないのですか。而も

對しては大臣はどうお考へですか。

○國務大臣(天野真祐君) 私は矢嶋さんは少し誤解があると思ふのです。私は自由党内閣にいるから自由党のきめることに従ふと言つたのです。よいことに従ふなら、何もそんなことを言う必要はない。そうでないことも意に反したことも、自由党内閣にいるから自由党できめたことには従ふ、我々もそうしてきめるだけのことをしてそれでも自由党がきめるという場合には、自由党内閣の一員としてはそれに従ふ。けれども、事はいろいろの場合によつていろいろありますから、一概に言へないけれども、大体の方針としてはきめる。私は御承知でありまして、勝海舟の「行蔵はわれにおいて存す、毀譽は他人のこと」といふ、そういう心がけを以て人生に処しておる者であります。その他のことは見解の違ひだと思つております。

○矢嶋三義君 ほかに御質問があるようでありまして、若干質問して私は打ち切りたいと思ふのですが、与党で、絶対多数の与党でこれを否決して次の本会議でも恐らく否決されるだろうと、そこでこれに對するところの、どうなるかという公共団体からの問合せは、我々個人のところへも一応山積しておる状況なんです。そこで私は大臣に一体市町村単位設置を指導するの、或いは市町村の一部事務組合に持つて行くつもりか、市郡単位を適當と考へておるか、その指導と助言の責任が當局たる文部大臣としてはどうするつもりかということについてお伺いしたものであります。これがいづれかになることによつて事務的の処理というものが、準備というものがたくさんあ

市町村当局は挙げてこの市町村教育委員会を設けることに反対でございませう。決議をしておるのでございませう。而も予算の裏づけがないにもかかわらず、そういう状態で市町村の教育委員会を設置するということは、私は誠に文部行政の最高責任者としての天野文部大臣は無責任だと、こう考えるのですが、その点は準備と関連してどういうふうにお考えになるか。先ず大臣に御答弁願います。

○国務大臣(天野真祐君) そういつた点にいろいろ困難があるから私は一年延ばそう、矢嶋さんのお話を聞いてみると、私がここで自分の出したものを否定しようとしているような御説ですが、私はこれをどこまでも通そうという考えです。それにはいろいろ困難が起るといふ考えなんです。否定されれば国会の否定というものに我々は従わねばならぬから、その際にはどうかしてそういう困難が起らんようにできるだけ早く、今これの準備ができた私はそれまでに今言つておりませんのです。

○矢嶋三義君 行政府の最高責任者の天野文部大臣がそれだけの考えを持つておるならば、なぜそういうことを発表しないのですか。教育委員会を設けたならば予算はかく／＼に要る、地方の財政はこうなつて行く、その点で困るとか、或いは教育長、指導主事はかく／＼要ると、この養成は教職員免許法に基くところの講習を三ヵ月やらなければいけません、それに予算が幾ら要る。教育者は一万、教育長、指導主事は二万二千ばかり要る、その養成はかく／＼であるからできる、或いは市町村すべてに作れば何だから一部市町村

事務組合を作るとすれば、かく／＼の手続をしななければならないというような点の何か、何ですか発表して啓蒙をやらなければならないのですか、自由党の、私は衆議院における文部委員会の速記録を見たのですが、全く失礼ながら衆議院の自由党の文部委員会のかたが知つておりません。教育委員会法或いは教育公務員特例法を讀んでいらつしやるだらうかという疑問のあるような質問をたくさんなされてゐる、中にはこういうことを言つてゐるのですよ、市町村に教育委員会を設けると人事権が市町村長に来るから市町村長は喜んでゐる、こういうことを発言してゐるのです。それからこの首藤新八君が衆議院の文部委員会を否決するところの討論をやつておられます。私はここに持つておりますが、これを讀んで誠に恐入ることを申されてゐる、私は教育委員会法、教育公務員特例法を十分讀んでいないと思ふ、それから私は個人的にも自由党の総務会のかたに當つてみましたが殆んど知らないのです、殆んど知らない。大臣は吉田内閣の合閣に列し、而も最高の文部大臣として、而もあなたは負担の法律案は是非でも通したいと念願して努力する、どこを努力してゐるのですか、なぜそういう資料を部下に全部整理されて、かく／＼であるからかく／＼でなければならぬのだというふうなその努力をされないでございませうかあなたは。私は努力をされてゐるという点でどうしても納得できない、手帳の諸君はわかつていないのじやございせんか、如何でございませうかその点……

○国務大臣(天野真祐君) 自分は局長をして、その他の文部事務当局をして自由党には実によく話してもらつておるのです。

○矢嶋三義君 大臣、衆議院の文部委員会にどのくらい出られたか知りませんが、そういう速記録なんか御覧になつて、教育委員会法なり教育公務員特例法を讀んで十分知つていらつしやるというふうなことに認定なさつてゐるのですか、わかつていないじやありませんか、あなたはどこを努力されたか知りませんが、そういう形でこの二つの教育委員会付託の法律案が否定されて市町村当局は希望もしないのに、而も財政的な裏づけもないのに、市町村にすべての教育委員会が設けられた場合の惨事というものを考へて御覧なさい。池田大蔵大臣は予算については何にも心配はいらない、こういうことを申されておられます。大蔵省と文部省のこれに対する予算は食違つておる、もうすでに大蔵大臣は大した金は要らない、予算的な心配は要らない、こう発言されておる。ところが当事者であるところの天野文部大臣はその質問に對して何ら答弁することなく、今私が伺いますという鋭意その検討してゐるとかいうふうなことでございませう、そういうふうなことで果して予算的な裏づけができるか、できない場合の地方公共団体の経済的圧迫によるところの地方自治の崩壊というものを考えたときに、私はこれは誠に遺憾千万なことだと考へるのですが、私の大臣にお伺ひしてゐることは間違つてゐるでしょうか、大臣、御所見如何でしようか。

○国務大臣(天野真祐君) 私はそれだけの立場がありますから見解の違いだと思つております。

○矢嶋三義君 もう一つだけちよつと聞いてはかの人にお譲りしますが、私にお伺ひしました市町村立学校職員給与負担法とか教育公務員特例法二十五条の四を變へる意思がないのか、若しかようにするならば教育公務員の二十五条のことからして政府といふものは都道府県教育委員会から専従者を認められるべきでないか、こういうふうな私の質問に對しても何らの御答弁がなかつたわけではございませう、こういう点についてはどういふ検討をされ、又自治庁とのどういふ交渉をされておるか、これも何らまだ結論もなく、これからやるといふのでは私はともかくも無責任極まると思ふのです。で私はこの際に天野文部大臣を責めるよりも、私は日本の教育を愛し、日本の教育の将来について懸念するが故に私はあえてこういうことを大臣に申し上げてゐるのでございませう、大臣は長い間文教行政に努力されて来られました。併し今度の義務教育費国庫負担法にしる、それからこの教育委員会法の基本的な政策を天野文部大臣は手党のため完全に裏切られた、これを天野文部大臣の大きな信念に基く抵抗によつて食い止めればこそ、曾つて我が国の文教責任者として天野といふ人がおつて、そうして日本の教育をかように立て守つたという歴史が残るべきでありましようが、ところが義務教育費国庫負担法がこういう状況になり、更にこの日本の教育行政上、根幹をなすところの教育委員会法が衆議院の自由党の考へというふうな立場において決定された場合には、天野文政の汚点といふものは我が国の教育政治上永久に私は残ると思ひます。過去において天野文政

が批判されるのはそれはそれだけで済みますしやうが、被害を受けるのは国民だから、然るに私は責任当局である政府当局において天野文部大臣の決意と當然とされるべき対処といふものがあつて然るべきだと思ふのですが、どうもお伺ひしてゐるところ、具体的な見通しもなければ早急にそのところの対策もない、ただ努力する、これでは我々は日本の教育を守つて行く立場から私は納得できないわけなんです、大臣の所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(天野真祐君) 先ほど申し通り「行蔵はわれにおいて存す、數譽は他のこと」といふ、こういう心懸けでやつておられますから、それはどういふ批判を受けてもいたしかたないと思ひます。

○矢嶋三義君 今の専従のような問題ははどうしてやるのですか。

○政府委員(久保田廉君) 御質問の専従者がどういふ形になるかという問題については、今のところ私も持つております見解では任命権者のところで許可をするというところになつて、市町村単位のところ専従の手当をするというところで見解を一定しております。

○荒木正三郎君 私本日の本会議において矢嶋議員が質問をいたしました事柄に對する文部大臣の答弁は余りにも簡単にして質問に答へる答弁とは受取りがたい、こういうふう我感到一人でございます。(「同感」と呼ぶ者あり) 私はあの矢嶋君の質問に對して文部大臣がどういふ所見を持つておられるかということについては非常に深い関心を持つて本会議場に臨んだものであります、ところがこの答弁は

非常に簡単と申しましたように、質問に答えておられないということを深く感じました。只今文部大臣は問題が細かいから一々答える必要はないと考へたと、こういうことでありますけれども、これは問題が細かいかどうかはこれは人々によつて判断が違ふと思ひますけれども、少くとも文部大臣の主観的な考へで問題が細かいからといつて、そうしてこれに答弁をしないというふうなことは私は當を得た考へ方とは思ひません。（見解の相違）と呼ぶ者あり）少くとも本会議において、議員の質問に対しては当然大臣はそれに対する答弁をしなければならぬ、かように私は考へておりますので、かような文相の態度は甚だ私は遺憾である、今後こういう態度は改めてもらいたいということを先ず申し上げておきます。これは私が去る十六日に同様な問題について文部大臣に質問をいたしました、そのときにも私は強く感じましたことでもありますので、今後もありますので、質問に対する答弁は簡単であつてもよろしい、併し質問には答へるべき私は義務があると思ひ、こういうことを細かいから答へる必要がないと思ひ、こういう考へでは私はいけないと思ひ、かように考へますので、この際文相の反省を求めておきたいと思ひます。

○国務大臣（天野貞祐君）これは自由党内にいろいろな意見があるのです。

党、自由党の一部のかたは市町村まで全部教育委員会を作るほうが日本の教育を良くするゆゑんだというのを強く主張しておられるのです。そういう一部の人の主張がですね、その全体を整理したという形なんです。（議事進行）「慌てをな」何と言つてゐるんだ、重大問題をやつてゐるのに「質問中質問中」「議事進行だ、議事進行だ」「何だ発言中じやないかね木村君」「いや発言してゐたつていいじやないか、議事進行だよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○荒木正三郎君

私は今の文部大臣の答弁に対しては、甚だ認識が足りないというふうに考へます。それは、教育委員会を市町村に設置したほうが良いかどうか、こういう問題についてはそれぞれ私見の異なることがあることとは当然のことだと思ひます。（そういふことを教育の汚点と考へること、が間違つてゐるよ」「やかましいね」と呼ぶ者あり）併しこの問題が衆議院において、委員会ではありますけれども否決された、こういう結果が来たことは、私は文教の執行の責任の地位にあるところの文部大臣の不定見から来ている（その通りだ」と呼ぶ者あり）かように考へてゐるわけでありますが、（あんまりだらしがない」「違ふよ君」と呼ぶ者あり）それはな

ぜかと申しますと、（意見の相違だ」と呼ぶ者あり）当然教育委員会法によれば、今年の十一月には市町村にまで教育委員会を設置しなければならぬことになつてゐるわけですよ。ところがこれに対して政府は一年間延期する、市町村に設置するのがいいか悪い、かといふことはまだわからない、まだわからないから一年延期すると、こういう態度をとつておられる。これを私たちは一応諒としておつたのでありまして、併しこれを厳正に考へてみるならば、教育行政のあり方について文部大臣は一定の見識を持つておられないといふことになると思ひます。これは否定できないと思ひます。即ち教育委員会を市町村にまで設置するのが妥当であるか、或いは府県その他にとどむべきであるか、こういうことについて、文部大臣は一定の見識を持つておられない。そのために止むを得ず、そういう見解を持つておられないがために一カ年を延長してその間に考へると、こういうことでありますから、いわゆる文部大臣が教育行政について一定の見識を持つておられないところに衆議院の審議がかかる結果を招来した私は大きな理由があるといふふうに考へるものであります。勿論私は一カ年延長せられた文部大臣の御努力は諒といたしまして、併しそれによつて私は一定の見識を持つておられなかつた文部大臣の責任が解消されると思ひ、こういう点について何ら考慮されておられない。先ほどの答弁から見ると何ら考慮されておられないが、私は受取つたのであります。こういう点についてどういふ見解を持つておられるかお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣（天野貞祐君）教育委員会の問題は市町村設置の問題だけではない、この委員の公選とか推薦とかいふ問題もありますし、設置単位の問題もありますし、又いろいろ問題を含んでおられるのであります。で、我々は文部省に教育委員会制度協議会といふものを作つたのですけれども、そこでも結論が出ないのです。だからしてこういう問題はもとより検討をしてやつたほうがいいといふ考へなんでしょう。（その責任をどうする、自分の思ひ通り行かなかつた責任をどうする）と呼ぶ者あり）

○荒木正三郎君

私は、そういう大臣の言われる慎重にこの問題を考慮してその上でやつて行きたいという態度については、一応諒としておつたわけなんです。今日もこれを諒とするのにやぶさかではないのであります。やはり衆議院において市町村にまで設置すべきを出そうとしてゐるわけでありまして、これはやはり文教の責任の地位にある文部大臣としては相當な反省がなされるべき問題であるといふことを私は考へております。併し通常の場合、委員会において否決になつたものを本会議において覆すといふことは、私はまああり得ないと思ひます。併しそういう例が全然ないかと申しますと、今日の本会議に矢嶋君も触れておりましたように、そういう例はあつたのでございまして、なお今後努力の余地は多少ではありますけれども残つておられるのであります。従つて政府提案の成立を期するために今後なお努力せらるべきであるといふふうに考へるので、今日の答弁から察しますと、国会

の審議の結果に待つ、こういうことで、こういう消極的な態度をとつておられました、併し国会の審議と申しまして、その内容は自由党の態度如何にかかつてゐるわけでありまして、政府は自由党政府でございまして、なお努力の余地があると私は見ておるのでございまして、こういう点について文部大臣は全然国会の審議に委ねてその経過を見ようとしておられるのか、なお努力をしようとしておられるのか、この点を伺つてみたいと思ひます。

○国務大臣（天野貞祐君）

先ほど答へましたように、まだこれは否決されておるのじやないのだから、私どもはまだこれを捨てておるのじやないと先ほど申しましたつもりでございまして。（それは資料を揃へなければ駄目じやないですか）と呼ぶ者あり）

○荒木正三郎君

それは教育委員会に関する問題は一応これでとどめまして、二三日前の新聞を見ますと大臣は宇都宮市において教職員を集めて講演をしておられますが、その中に、將來の日本は徴兵制を廃して志願兵制度を採るべきである、こういう見解をお述べになつたことをまあ新聞で知つたわけでありまして、これについてどういふ内容の演説をされたのか、と申しますのは、徴兵制をとるか志願兵制をとるかといふことは、いわゆる平和憲法を改定をして、その前提に立たなければ私は論議をなし得ない問題であると思ひます。平和憲法を踏み躓つて今日そのような問題を論議する、少くとも文教の責任の地位にある文相がこういう問題について所見を述べるといふ（憲法違反だ）と呼ぶ者あり）

○國務大臣(天野貞祐君) 國連に何にも日本が協力しないで加入ということ
は私は不可能だと思ふ。ただその際には、日本の有志がそれに助力するとい

ように、或いはその物資の運輸に当るとか、今日當つております。或いはその勞力を提供するとか、或いは今日はそういう国連軍の活動の基地まで捉

う場合に、軍備という場合に、日本が
目分に軍隊を持つ、自分で持つという
意味で私は当時答弁したと思うので
す。今度は特別の警察軍に日本が分担

て、そうして公約された、天下に公約されたそのことが実施できないような事態になつた。だからといつて、自由の意見に従うという形で以て、あな

○岩岡正男君　妙なことをおつしやいますね。あなた自身二時間前にやられるというのが私は民主主義だと思ふのです。

た行動は民主主義の態度ですか。矢嶋君があれば明確な箇条を挙げて、そうして答えを要求している。これは国会法並びに参議院規則によつて要求している(委員会ですることだ」と呼ぶ者あり)委員会だろうが何だろうか、細かい小さいという問題はあります。処置はどうするか、今後は、細かいことは文部委員会に譲るとしても、大体の方針としては間違いないようにやりたい、そういうことを述べたのであります。論議を尽すということは、必ずしも本会議で尽すということではなないと思います。

しても、そんなことは主観的判斷です。それには言論を尽すべきだといふあなた自身が、何です、三行半にも足りないような答弁をして本会議から抜け出したのではないか。荒木君が、これに対して答弁せよ……、これに對してあなたは今言つた言論を尽すといふことを、現に二時間前に違反している。何ら言論を尽していないので

○岩岡正男君 矢嶋君が特に本会議を選んだのは、今まで委員会ですつてみたが、問題が明らかにされない、少くとも本会議でやればこれはもつと公になる、明らかにさるだろう、こういう観点から恐らく矢嶋君はあのような場所を選んだのだらうと思ふのです。然るにあなたは当然問われておることに答えないで、それは再質問があつたらや

す。矢嶋君は五、六カ条について細かに、而もそれは重要な関連を持つものですから、これについてはつきり答弁を求められているのに、あなた自身は何だか変な、最近これは今までのいわゆる日本の政治を冒瀆して来たところの政治的答弁、三行半にも足りない答弁でさつさと議場を引上げた態度は何ですか。あのことはどういふふうに考えられるのですか。あなたの言われる民主主義の言論を尽すということになりますか。

○国務大臣(天野貞祐著) 私は再質問があれば幾らでも答へようと思つたけれども、再質問が、あのときは議長も承知しなかつたし、それから質問の内容が、教育を政治に利用するのが悪い、これは我々の立場としていづれも悪いということは当然だと思ふ。或いはあなたの責任はどうだとか、これも何も答へないでいいという考え、それからこういう法案を推進する考えかということも、それはどこまでも推進する考えだ、今後の

のは政治的責任の問題であります、そうすると政府と与党との間に今日はずきり意見の対立があるということとはあなたお認めになりますか。この教育委員会法の改正問題に關しましては、これはお認めになりますか、なりませんか。

○国務大臣(天野貞祐著) 政府と与党との間に対立があると思ひます。

○岩間正男著 政党政治というものをどういふふうにおつかみになつておる

か。少くとも与党と政府というものは、これは意見の統一をはつてきりすべきである。然るに政府が出した、そして政府が閣議で決定して、はつきり政策として打出した、そういう法案を与党が否決するということは、すでにしてこれは、政党政治というものはこれで成り立つとお考えになつていらつしやいますかどうか、その点についてお聞きしたい。

○国務大臣(天野貞祐君) これは決して常道ではありませんが、政府のきめたことに与党が同調して行くというものが常道でございますが、併し時としては政府と与党との間に考えが違ふということとは私はあり得ると思います。

○岩間正男君　そうしますと、時としてはと言われますが、矢嶋君が述べられましたからこれは申しませんが、実に教育の将来に大きな影響を持つことは誰しも認める、而もあなたの担当の問題です。非常に大きな、これは世に

公約した問題であります。こういうような問題が変則的に左右される。こういう形で否決される。政府与党の間に、これは明らかに政治における精神分裂症と認めることができるが、あなた自身はそれをはつきりと認めるか。

變則的だということをあなたは認めるか。こういう形でこういう政治ができて、その中であなた自身がその責任者として、そうして公約がここで無視される、こういう事態が起るために、

日くらしい後の本会議でこれが決定されると思う。こういう事態が起つたときに、こういうような政治のあり方について、かねぐ道義のあり方とかそういうようなことを口にするあなたと

いたしまして、こういう政治自体について、あなた自身がそういう一つの役割をむしろ果さなければならんということについては、これは潔しとするののでありますか。その責任をどういうふうにあなたは果されようとするのか。この点重要です。殊にあなたは文部大臣であるから重要であると我々は考えておる。少くとも道義実践要領というようなものを出し、国民の本を正す、

道義の在り方を正す、道義の感覚などという著書を書かれ、今まで終始その面において努力されて来たあなたが、ここで一番根本になるところのこういうような問題について、ここで煩悩をされるという態度は許されないと思う

のでありますが、少くともあなたのその決意をはつきり我々がここで伺つておくことが、今後の文部行政のあり方の検討に非常に重要だと思う。そういう点からお伺いしておるのであります。

○国務大臣(天野南貞君) 私は国会のきめたことに従うということであります。

○岩間正男君 国会できめたことは政府として責任は負わないということではありませんか。国会がきめようが、政府

が提案者として出してにおいて、而もこれを通すということとはこれは当然の政府の責任であります。而もこの責任は単に政府の思い付というよりも、天下に公約したことが否定されたのであります。そうすれば国会に綻うというの

でありましようが、政府自身としましては、国会と政府というものは、これは機関としましては御承知のように三権分立の立場で、これは明らかに独立機関であります。国会と政府というも

のは、政党政治においては共通した面を持つておりますが、性格としてははっきり独立機関でありますから、国会で否決されましたものに對して、当然あなた自身政府の閣僚の一員として、而もこの法案に對する最高責任者として當然これは責任をお感じになるといふことは、これは三つ兎でも明らかな議會政治の常識だと思ふのであります。が、これについて国会に從うといふこ

とおつしやられるのでは話にならん。あなた自身は国会に從うなら從うというのが一つ、同時にあなた自身閣僚としての責任をどう負われるか、これをお聞きしておかないと、事態が明らかにされない。

○國務大臣(天野南祐君) 我々人間は一挙手一投足すべて責任を持つておる。(人間のことを聞いておるのじやない)と呼ぶ者あり) そういうことの責任を持つておることは当然のことであります。責任を如何にとるかとい

うことは、そのときの本人の判断によることです。

○岩間正男君 あなたはそういうふうなことを何回も言われて、そうしてずるずるとやつておる。私は天野文相の責任の所在はどうなつておるかと疑惑

さへ持つ。本當にこれはおかしい。もう少し少くともこれだけ教育の重大な問題について、あなた自身閣僚の一員として政治的な責任を明らかにすべきである。政府の独立機関の中におけるところの閣僚の立場として、はつきり

これは答弁してもらいたいと思います。そうでないと本を正すというあなた自身の説によつて私どもは言つていいのですから、あなた自身道義の中心を、本を正さないでにおいて、末端を説

く権利はない。それにこれだけ重要な法案を頻りにするということになれば、これは重要だ。日本の政治の腐敗の根源であります。ところがこういふことも許されずしたら、これは我々は日本の政治の肅正のために許すことができない。こういふ点についてどうなつておるか。今までのようなずるずる問題とは違ふ。殊に責任の重大性から言ひまして、又事の大ききから言ひまして、決して今のようならぬときにどういふふうになり得るか云々というやうなことで、今まで何回も判を押されるやうに言われて来た言葉と違ふ。従ひましてこれだけ具体的問題が起つたときに、あなたは一体どういふ政治的責任を負われるか。若しこれは負わぬとすれば、道徳や政治論を言われる資格もないと思ひます。これを私はお聞きします。

○矢嶋三義君 今の答弁の前に、天野文部大臣の道義の感覚は少し狂つて来たのじやないかと思ひます。先ほど申しました、又岩間委員からも質問がありましたから、答弁の前に附加えますからつきり答弁して頂きたい。それは国会が多数で決定したことに従ひ、それは結構であります。又自由党内閣の文部大臣として自由党の決定に従ふといふことは、それも結構であります。併しながら天野文部大臣は文教の責任者として、今年の十一月一日からはすべての市町村に教育委員会を設置しなければならぬと教育委員会法にある。従つて教育委員会法の精神に副つた十分の準備をあなたは整えておく責任があつたわけですから、ところがあなたが十一月一日に設けられない、それを

而も閣議できめてくれて、与党もそれを支持してくれるだらうという見通しの下に、何らの準備をして来られなかつた。それは先ほど申しましたやうに、教育庁とか指導主事の行政機関の改革についても何も準備して来なかつた。ところがあなたは見通しを誤つて、与党のほうでそれを否定したから、十一月一日に設けることに如何に支障があるといふことは、さつき私が若干申上げたところでありました。これによつて迷惑をこうむるのは誰であるか。国民大衆である。それが天野文部大臣の、この見通しを誤り、教育委員会法の精神通りにやつて来られなかつた、而も見通しを誤つてこういふ事態を招来したといふことについて、文教責任者としての天野大臣の責任は、これは私は断じてあると思ひますが、その責任を天野文部大臣が感じていないといふやうな点については、私は誠に心外に至ります。岩間君の質問に附加いたしますが、私は答弁して頂きたい。

○国務大臣(天野真祐君) 責任を感じておるかといふことは、本人のことなものです。はわからぬ、本人のことなものです。だからして、それをどう責任を考へておるかといふことは、本人の判断によることだと思ひます。

○岩間正男君 そういふ個人的な心境的な問題については私はお聞きしておるのではありません。これは政治的な具体的客観的な事実を即座して、それに政治家として、はつきりこれはどういふふうにするかといふことをお聞きしておるのですが、今のやうな心境についてはわかりつけないといふ、そういうことに論議をあいまいに展されるこ

とは極めて不明朗です。これは追及しても、あなた自身は恐らくお答えにならないかも知れないから、私はこの点は保留しておきますが、第二にお聞きしたいことは、今日の矢嶋君の質問に對する答弁によりまして、池田蔵相は教育委員会を市町村におくしてやる、この予算について少くともこれは六、七十億は我々にはかかると思つておるか。文部省あたりもそう考へておるかと思ふ。ところがこれに對して大したことは、予算はそれほど要らない、そして作らない所もあるだらう、作する所もあるだらう、これに似たやうな答弁をされておるのではありませんか。これは文部省としては、今度の十月からこういふやうな市町村に教育委員会を作らせるといふ考へ方、そういう任意なないやうな態度で臨んでおられるのであるか。それとも飽くまでやる、とすれば、これは法の命ずるところによりまして、全部の市町村にこれを作るといふことを建前として臨んでおられるのであるか。先ほどの池田蔵相の答弁は非常にあいまいで、だからさうなれば日本の市町村が反對した場合は、全部作らなくてもいい可能性があるといふやうに聞けば聞かれる答弁であるつたのであります。これは天野文部大臣も若しこれをお聞きになれば、非常に重要性を持つた答弁だと私は考へる。従ひまして文部省としては、このやうな蔵相の態度、こういう答弁に基いて起る事態に對してどういふふうにお考へておられますか。はつきり承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(天野真祐君) それは大蔵大臣のお考へでございしますが、私も

は私もとしてよく研究して間違いないやうにやつて行こうと思ふのです。

○岩間正男君 私は大蔵大臣はさういふふうには答へた、これは根拠のあることですよ。少くとも一國の大蔵大臣が本会議において答弁したその事態が、今言つたやうにこれは全部の町村に強制的にできないといふやうな事態が起つて来るのじやないかと思ふのです。

私は客観的な事実を挙げておるのです。それはさつき、文部省としてはこれで大蔵大臣が答へたやうな縁でいいのじやないか。つまりこれを極端に解釈しますといふと、作らないといふ意思を持つておる市町村においては、作らなくともいいといふことにとらざるを得ないのであります。任意になつて来る、それでいいのであるかどうか。それから法との關係はどうされるか、こういう点を具體的に聞かしておるのでありますから、具體的に答え願ひたい。

○国務大臣(天野真祐君) そういふ問題は今度の法律によつてきまるのであります。はつきりときまるのじやないかと思ふのです。大蔵大臣の考へがさうだからといつて、今度の法律はさうはきまらないのじやないかと思ふのです。

○岩間正男君 何ですか、今度の法律といふのはどういふことを指すのですか。新しく法律を出すといふのですか。市町村にはこれは設置することはきまつてゐる。その法律が否定された話ですよ。何ですか、今度の法律とは……、お聞きします、どういふ法律ですか。

でやるのが当り前なんです。

○岩間正男君 もう少しやはり大臣も……これは國務多端でいろいろ困難していられたことは承してあります。が、今度の法律なんという妙なことをおつしやらないやうに、さうでないといふはびつくりする。新しい法律を作られるのかと思つて錯覚を起す。さうでしよう。現行法によれば、必ずこれは作らなければならぬ。必至じやないですか。ところがさつき池田蔵相のこれは答弁によりまして、任意のやうに解釈してゐる。従つて六十億、七十億といふ予算は要らん、大したことは、何とか予算でこれは大したことなくてやれる、こういふふうな答弁されるのでありますから、さうする、丁度文部省が法の命ずるところによつて行政上のこととしては法を施行するやうに、これは當然立法府の意向によつて行政府といふものはこの法の内容を忠実に履行する責任を有する。従ひまして文部省としては、これは必至の方向に行かざるを得ないと思ふのです。この点如何ですか。

○国務大臣(天野真祐君) そうです。

○岩間正男君 そうしますと、これと全く違ふやうな方向を言つてゐるのです。が、この食い違ひを一体どういふふうにあなただは調整されようとしておられるのですか。

○国務大臣(天野真祐君) 私は大蔵大臣から今日初めてそのことを聞いたのですから、よくわかりません。

○岩間正男君 これは私は、大蔵大臣とか何とかといふことを答弁されてゐるが、これは閣議で一体閣内の意見といふものは、このやうな不統一でいいのですか。不統一じやないですか。今

日初めて聞いたとか何とかというのではなくて、これは文部省、大蔵省の意向を統一されて、そうして吉田総理大臣というものによつてこれがはつきり把握されているところに統一された姿があるはずで、ところが今日初めてそういうことを聞いた、そうして文部省の教育委員会法の根本的なこの規定には反するような方向のことが述べられておる。これについて、今まで少くとも私はこういうような問題を決定するまでは、矢嶋君でなくとも、当然検討されて、十分にきめられて、そうして然る後にこの委員会法というものが否定されるなら、否定されるという体制をとらなければならぬ。然るに法案を先ず否定しておいて、いろいろな混乱が矢嶋君から述べられましたように起る。こういう問題については、今後どうするかというように、これは問題は解決しないと思う。この食い違いをあなたはどういうふうで調整されるつもりでありますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 大蔵大臣のお考えはよくわからないのです。ですからもつとよく又尋ねてみようと思ひます。

○岩間正雄君 どうもおかしいですね。よくわからない……、はつきり回答しているのです。今日あれだけの本会議の席上で、私はあれだけ客観的に答えたのを大蔵大臣が引續返すわけにはいかないと思ふ。我々がそうするにあつたのは、その意図、具体的でない線になりますと、これは任意設置をやることに解散せざるを得ない、これはどういふふうな……、時間的余裕は一日、二日まだあると思ひますから、これは調整してはつきりした方法を示してもらいたい。そうならなければ実には無意味、無準備、粗雑、こういう中であつたような法案が、先ほどから言われたように、政治的な一つの観点から我々はあれが握りつぶされたか判断せざるを得ない。若しそうでないという反駁をあなたはお持ちになるなら、はつきりこれに對してあなたの見解を示して頂きたい。第三に伺ひたいのは、先ほどの志願兵の問題ですが……

○相馬助治君 その前に簡単に関連して、今岩間君の質問の財政に關連する問題ですが、この際文相に確めておきたいと思ひます。この法律案が本会議に行つて、委員会の否決を覆して可決されるかも知れない。そういうことはあり得ないと思ひますが、あるかも知れないが、殆んど望めないと思ひます。そうすると現行法が生きて来る。これは文相が先ほどからおつしやつたような通りです。その代り現行法が生きて来る場合に、当然五十億乃至六十億程度の国費を使つて選挙が施行されなければならぬ。而もそれは国費だけにやなくて、地方の財政をもこれに附加して使われることになつて、歴大なる費用が出て来る。当初予算にはそういう費用は盛り込んでありません。そういういたしますと、これは予備費から支出するといふようなことに具体的にはなつて参ると思ひます。従つて私は閣議において、大蔵大臣との財政措置について話合つた事実ありやなしや。ありとするならば、どのような形でどのような話が進行しているかというところをお尋ねすることが一つ、なお閣議においては、そういう問題については触れていなかつたとするならば、当然あなたの忠実なる下僚のある事務

局は、この問題について、これは大蔵省当局並びに地財委等々との連絡をとつて話しているだらうといふことを私は信ずるのです。そのような話はいささかもやつていないといふことと相成りますれば、問題は極めて大きな問題であるので、私はさうなることは信じられない。事務局は恐らくこれは話合つていふと思ひます。従ひましてその事務局に私は聞くのです。事務局当局においては先ず第一に、財政の問題については大蔵省とどういふ話合ひになつてゐるか。その場合に財政支出はどの面から転用するといふ話合ひはおるか。それから第二の問題は、先般教育委員会法の一部改正法案につきまして、自由党の某氏が代表してこれを否決するための演説をやつておる。その内容とするところは、誠に驚くべき内容を持つてゐる。その驚くべき内容といふものは何であるかといふと、それは錯覚に基く恐るべき謬見を含んでゐる。これは多忙な代議士の罪とする前に、一党を代表してその演説をする手先の代議士にして、而も事態をその程度にしか認識してないといひますれば、一般言論が市町村に設けられる教育委員会についてどの程度把握しているかについて、これはもう全くその資料もなければ、判断の方向もわかつていないといふことが予定されるのであります。従前何かこの問題については啓蒙的な意味においてやつて来られたかどうか不幸にして私はその事実を知らないのですが、やつて来られたかどうか。今なさんとするならばどのような計画を持つておるか。この二点について事務局から、具体的なことをお聞きしたいと思ひます。

で、さつき文部大臣も細かいことは云々といふことをおつしやつたので、私はあえて事務局に聞くので、私はこれは細かいことなどとは思わないので、けれども、具体的にこの問題が明確にならなかつたならば、地方財政の面において、或いは地方行政の面において恐るべき混乱を生じ、日本の教育をして恐るべき混乱の淵に叩込むことが明瞭なのでございませう。従ひまして私はその点を大臣から聞かせて頂く。それから事務局からそれらの点についてお聞かせ頂きたいと思ひます。私は一言附加したいと思ひます。これは、文相の政治責任が追及されておる、これについては私は私なりの考えがありまするが、以上私が聞いたことについて何ら具体的な検討がないといふ場合においては、私は文部当局の政治的責任といふものは今や蔽うべからざる事実であると思ひます。その前提をなすものであり、私の質問はその前提をなすものであります。故に、然るべく御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はこの法案を通すことにいつも努力して参つて、これが通らなかつた場合といふことについては大蔵大臣と話合つておりません。ですから大蔵大臣がどういふように考へておられるかといふことを直接聞いておられません。

○政府委員(久保田藤雄君) 予算に關しまつて今までの経過がどうであるかという御質問と思ひますが、昨年末本年度予算を計上いたします際に、取りあへず本年度の教育委員会の選挙関係の費用をどういふ計算の基礎において立ておくかといふことのために、取りあへず十七億といふものが一応選挙関係の費用として見込まれております。

その当時の十七億の見込み方は、現在ありますものの半数改選は一応あるものと見よう、それからそれ以外の関係のものは市と郡単位の教育委員会が定数として、その選挙費用を一応繰込もう、但しこれは勿論その当時的決定といふことを前提に置いて組む経費でありませうから、先ず十七億を基準的に入れて置くといふ計算になつておつたのであります。それから若し教育委員会をどうしても置くという場合の事務費の問題、又講習会などをやらなければならぬ、そんな、そうした費用の問題、それらは予備金なり補正予算において然るべき方法において相談しようといふ話合ひで本年度の予算ができて上つております。その後どういふ問題がどういふ形に相成るかも知れなかつた状態になつてしまつたから大蔵省、地財委との交渉関係は、事務的に若しどういふ場合にはどれだけの金がかかるか、そうしたことがこの仕事をどちらにきめてもらふかといふことに對する基礎材料でもあります意味でいろいろ研究しております。今現在大蔵省、地財委と計数的にいろいろ意味の打合せをやつておりますが、本会議が済んでどうきまるかといふまでの間は、文部省としては政府原案を通したいといふことのために、まだ本格的な計数を固めるといふところまで行つておりません。

○相馬助治君 一点だけお聞きしますが、実に事務局からどうも後々と報告されておる。ところがこれは衆議院において政府提案のものが否決されると法律が何にもなくなつてしまふので

る、それは私も知っております。併しそれは明らかに半数改選と任意に市町村に設けられる教育委員会の選挙費用のはずなんです。従つてこの計数的に見て十七億というのは、現情勢において問題にならない金額なんです。それについて衆議院では末大本会議においてこの可否が決定しておらないから、具體的な計数についても正式な話合いに至つていないという意味の返事なんですけれども、これは恐るべき怠慢と言わざるを得ない。そういう意味で早急に、私はここでこれ以上この問題を事務局に追及しませんから、この次の機会に聞きますから、早急に如何なる計数を文部省としては大蔵省に提示して折衝しておるか、それを計数の上に當つて御返答賜りたいと思うので、私の質問は、岩間君に関連しての質問は以上にとどめておきますが、事務局に要求しておきます。

○政府委員 久保田藤麿君）私今朝ほど聞きました大蔵大臣の説明を、今岩間さんのおつしやるのとは少し違つて理解したのであります。教育委員会は幾つかはできないで終つてしまふのじやないかというふうに岩間さんはお聞きになつたように思いますが、私はむしろそういう意味でなく、委員会が幾つか一緒になつてでき上るといふ意味のことと、職員の兼務制例えは指導主事又は教育長は必ずしも専任をおかないで済むという意味合いで、必ずしも一つ／＼にできるのじやないぞ、そういう方法もあるぞというふうなふうにおしやつたように聞いたのであります。今お話のような意味合ひとは少し了解が違つておるかと思ひます。

○岩間正男君 事務局のそういう話を聞いたつてわからないんです。そんなふうな意図だらうというので答弁してもらう必要はないのです。それはよく

それから第三の問題の志願兵の問題についてお伺いしたい。これは国会の論議として先ほど荒木さんから質疑がありましたように、国会の論議でどういうふうなことがこの国連参加においていてどういふような答弁をなされてあるかということは、閣僚の一人として天野文相は先刻御承知だと思つて、ありますが、如何でありますか。

○國務大臣(天野貞祐君) これは全く私の個人的な意見を述べたことであつて、国会のそういう公のことに關係はないのです。

○岩岡正男君 これはこの前の国民道徳実践要領のときもあなたはそういうことを言われた。天野個人、こういう言葉は奇々怪々である。いやしくも文相の椅子にいて、これが最高の責任を負つて、而も世人注視の的である。どこかの茶室に行つて話したとか、

ますけれども、その影響するところは殆んど違ひがないと思う。現に新聞が、そう扱つておるのではないですか。天野文相は志願兵を以て応ずべきだということを答えたということは、これは大きな問題と思つております。そうしてそれが問題になつて、どうなんですか、閣議においてその問題が問題になつて、あなたはその言葉を訂正された事實はございませんか。閣議で問題になつたことがありますかありませんか、この点先ず事實を確めるために伺ひしたい。

○國務大臣(天野眞祐君) 閣議の中のことを言うのもどうかと思いますが、別に問題になつたことはございません。

○岩間正男君 そうすると少くとも政府の公的の今までとつて来た答弁、そういうものとあなた自身の個人的な考へ方は、先ほど言つたように問題外でありますけれども、この見解というも

○國務大臣(天野貞祐君) これは単に文化講演として文部大臣が行つても少しも差支えない、そういう講演に行つて自分の個人的な意見を述べても差支えないと思います。

○岩間正男君 これは私は委員長から注意をして頂きたい。私のお聞きしておるところは一つもお答えがない。差支えがないとか何とかいいう答弁は私の聞いておるところではない。私の聞いておるところがありますかどうか。政府が今までとつて来た言明を、あなた自身が個人的に話されようかどうか。うと、文化講演だろうが何だろうが、或る意味では文化講演ならなお悪いとい我々は思いますが、それは別問題として置いて、とにかくあなたの話された志願兵云々の考えというのは食い違つておるといふことを認められますか。

○岩間正男君 第二の問題につきましては、もう一つお聞きしておきたいのは、池田蔵相の御答弁でああいうふうに任意に作るということになりますと、日教組の今後の組織を市町村単位に仮に戻してこれを作るといつても、教育委員会がない所、これは実際はそういう所は結局は作れない。こういうことで非常にこれは乱雑極まりない。具体的にいいますと準備ができないのですから、これは恐らく十月までには間に合わない。そうしますと望むと望まざるにかかわらず、日教組の組織の分断という事態が発生する、こういう事態の発生に対しまして文相はどういうふ

速記録を調べて見ればわかると思います。そうじゃないんです。あなたは上で傍聴席でどういうふうに聞いておつたかわかりませんが、それは我々の関知するところではない。そんな希望的な観測の答弁をされて、文相を助けておるところでのあそこで聞いたような、そんな主観的な判断で問題をきめては困る。その点はつきりこの次までに検討して答弁してもらいたい。これは重大です。一方でそういう組織を認めて、国家公務員法において認めておいた権利を、実際はこれによつて実にはばら／＼にするところの具体的な姿が出て来る、そんなことは許されない。これは法の侵害

その辺の茶飲み話で話したというこ
とならこれは我々は了承できるので
す。天野個人がそういうことを考へて
いようがどうしやうが、それは我々は
余り問題にはならないことであるが、
併しあなたは現に教育界、教員を集め
た会合において話されたということでは
ないですか。これは天野個人とか何
とか言い逃れをつけれやうと、これ
ははつきり言へば半公式的なものであ
る。そうして聞くところの教員の氣持
には一体どう受取られますか。文相そ
の人が自分の個人的考へだか何だか、
それはあなたは断わられたかどうか。
それは今頃断わられておるようであり

のは違ふ点は認められますか。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は全く個人的な意見としてよく断つてそこで言つたのです。若しそういうことが万一起つても、その際はどうか自発的にやるようになまことがいいと思うし、そうなるだろう、こう言つたのであります。

○岩間正男君 断つたかどうかそんなことは問題にしておりませんが、そういうことを認められるかどうか、私の質問に對してお答え願いたい。政府の公式な今までの再軍備並びに國連加入の問題についてとつて来た態度は、文相自身は個人的であらう、が何であらうか、話されたこの内容は食い違つてお

○国務大臣(天野貞祐君) よく調べて見てからお答えいたします。

○岩間正男君 調べるまでもない。そうするとあなた自身は国連加入に対して、軍備問題云々について政府が今まで公式に声明したことは御存じないのですか。知らないはずはないはずで、これは吉田内閣の外交政策の最も重要な基本政策の一つなんです。これは御確認がなかつたわけでありまして、これを聞きしたい。ないとすれば重大である。こういうことを御存じないんですか、どつちにしろそれを知

らないでしやべるなんということは軽率じやないですか。

○國務大臣(天野貞祐君) よくはつきりさせてからお答えします。

○岩間正男君 はつきりさせて置かなくちやならない問題です。基本的な問題です。これは我々予算委員会において随分議論をした。社会党の中田吉雄君もこの問題を質問した、私もいろいろ関連について質問したのであります。その速記録を見て頂けば明らかであります。協力を加へても加入できる、こういう答弁をしておるのであります。若しあなたが御存じないとすれば、これはお教えするより仕方がない。こういうことは国会の議論において明らかにされておる。併し政府自身はそれはどうか知りませんが、少くともその言明の点におきましては、その点が今日吉田内閣の表明しておる立場だろうと思ひます。若しこの一線が破れるならば吉田内閣が再軍備を進める方向をとらざるを得ない。現在警察予備隊が軍備であるかないか、これは実際にいろいろ／＼なことにやうく問答をやつておりますが、このことにやうく問答を三百代言的に推し進めてこれを固めて行つて、若し志願兵とかそういうことを許すという立場になつたら、これは吉田内閣自身が明らかな矛盾じやないですか、これは三歳の童児にもおわかりと思ひます。従つて当然この線に立つて考えるときに、こういう形で志願兵というやうなことになる、国連協力を、そうしてあなたが先ほど言われました国際警察軍というやうなものになりまうと、国際警察軍というものは、少くとも海外派遣ということを前提としな

れば考えられません。国連協力で日本の国内を守るための一体志願兵というものはない得ないと思ひます。警察予備隊を以て十分だと政府は答へられて七万五千から十一万に増員して、これを以てあとは当分必要はない、こういうことを言つておる。仮に多いとしても十八万なんぼというふうに増強するのであります。これは志願兵問題と明らかに違ふ。従つて当然志願兵というものは海外派遣になるのであります。こういうことになりまうと、これは国連協力によつて国際警察行為に日本が義務を負わなくちやならぬということになつて、日本の青少年をして志願兵とする人として、或いは武器の無い武器の資源として、肉弾として再びそれが海外に派遣されるといふ情勢が当然起る。そういうことを前提としなければあなたの志願兵というものは成り立たない。私が今挙げましたように、警察予備隊がはつきりある限り、志願兵というものは海外派遣ということを手

想しなければこれは成立しないのであります。然るにあなたは軽率にもこれだけ重要な志願兵の問題、そうして志願兵を以て応じなければならぬ、即ちあなた自身が、閣僚の一人として席に列しておる責任者が、文化講演だろが何だろが、言うことは軽率極まりないと考えるのであります。差支えないとあなたはお考えになるんですか、その点はつきり御答弁願ひたい。

○國務大臣(天野貞祐君) そういう事態が起つたときには、仮にそういうときに自発的でないければいけない、どこまでも自発的ということを重ねようという考えなんです。

○岩間正男君 そういうことは差支えないかどうかということをお聞きしたい。現行憲法並びに政府の国連加入に対する声明、殊にそういうやうないろいろ／＼な政治的情勢の中におきまして、現実には今言つたやうに人的資源として志願兵が外国の武器を持たされて海外に派遣されるという形が出て来る。それを私は今実例を明瞭に挙げた、警察予備隊が国内にある。従つて国内における志願兵というものは必要はない。政府もさういふことは言明しておる。さういふこととさういふやうな志願兵を募集するということとは、さういふやうな日本の憲法にまるで違反したところの事態、吉田内閣の今まで言明した線から逸脱した政策を当然伴つて来る。これは差支えないかと私はお聞きしておる。これに對して文相ははつきり御答弁願ひたい。私の聞いたことにお答え願ひたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 今はさういふ考えですが、仮に将来の仮定としてさういふことが起つたとしても、その際どこまでも自発的でないと思つて、今學生が非常に徴兵ということを心配しておるけれども、併し将来仮にさういふことがあつても自発的になすべきものであると自分は個人として思つておるんだということでありまう。

○岩間正男君 日本の憲法によつて選ばれた閣僚が、憲法をまるで否定するやうな言を一体論議して個人的意見だろが、それはかまわんのですか、どうなんですか。(否定してない)と呼ぶ者あり) 否定したと見ざるを得ない。こういうことができれば日本憲法の否定だ。日本の憲法の上に立つて、憲法擁護の規定は憲法第九十九条です。これは國務大臣がはつきり守らなければならぬ一つの重大なる義務になつてゐる。それをお聞きしたい。憲法第九十九条だと思ひます。國務大臣、国會議員、裁判官、(委員長注意)と呼ぶ者あり) その他の公務員はこの憲法をはつきり守らなければならぬ。さういふことを規定されておる。その閣僚が、而も文部大臣の中心にある閣僚が、一体その憲法をまるで否定しなければ言えないやうなことを言つて、憲法が守れると考へられるか。こんなことが許されるのか。言語道斷じやないかと。文相はどう考へるか、責任ある答弁を願ひます。(議事進行について)と呼ぶ者あり) ちよつと今答へてもらいたい。これは重要で、今質問中です。文相にお答え願ひたい。これは非常に重要で、一体閣僚とかさういふ人たちのあり方として私は疑問を持つことが多し。平和憲法によつて選ばれたところのあなたは閣僚です。それが憲法の九十九条に抵触するやうな言動を、一体個人的だろが何だろが、文化講演だろが乃至は何だろが、やることが少しも差支えないと考へられるかどうか、この点はつきり承わつておきたい。これは明確に、差支えあるか、差支えないか。(仮定だ、仮定の問題だ)と呼ぶ者あり)

○國務大臣(天野貞祐君) 将来仮にさういふことが起つても、徴兵というやうなことはよくない、自発的にやるのだ、さういふ意見なんです。仮に将来さういふ最悪の場合を考へても、人間の自由とか自発性とかいうことが尊重されて行くべきだ、さういふ考えです。

○岩間正男君 今の大臣の答弁に對しまして私は最後にお伺ひしたい。将来どうだということではなくて、今日のこの憲法を守り抜くという決意が當然あるのではありませんか。あなたは公務員でしょう。國務大臣として当然あるべきだ。将来どういふ予想をして、それによつて現実を破るやうな行為をされ、結果において、あなたの主観的な意図如何は問わないにしても、結果においてはさういふことになりまう。現実には憲法を否定したやうな形になる。さういふやうな行動をとられるということは、やはり憲法を破壊する行為だ、さういふ言ひを得ない。仮定の線だとか何とか言ひますが、そんな仮定のことを言ひますが、あなたは先に常々仮定のことには答へられないといふことを、吉田総理初め天野文相はしばしば私に繰返された。仮定のことについては答へられないと今まで言われて来ておる。それなのに将来さうだといつて、さうして将来のことをむしろ推進するやうなこれは客観的な役割を果しておりまう。さういふ形で推進されることは私は憲法の破壊である、これは憲法九十九条違反だと思ふ。けしからぬことだと思ふのです。

○木村守江君 御承知のように今日の文部委員会の議題は義務教育費国庫負担法であることは今更申上げる必要はないと思ふのです。又我々の委員会にはないと思ふのです。昨日と今日と明日と三日間はこの法案の審議に専念するといふやうな申合せでありましたが、矢嶋君からの特別の緊急質問に關連した問題でありましたので、我々はこれを承認したのであります。と

ころがいろいろの議論、あの審議の状況を見ておきますと、非常に本日の議案からかけ離れた、ややともすれば議論に互るような議論になりまして、私は誠にこの文部委員会の運営上好ましくない状態であると考えるのであります。さういふ観点から「ノーノー」「観念の相違」と呼ぶ者あり）どうぞ今日の日程に示されたような方法で、又我々が申合せましたような方向に則りまして、義務教育費国庫負担法の審議に入られんことの動議を提出する次第であります。（議事進行と呼ぶ者あり）

○委員長（梅原眞薩君）速記をとめて

【速記中止】

○委員長（梅原眞薩君）速記を始め

○矢嶋三義君 私は本日冒頭に大臣に緊急質問をした次第でございますが、他の委員諸君の質問を通じて私は現在天野文部大臣に遺憾の意を表したい。と申しますのは、この二法律案の行方につきましては、二十五日の休会明け本会議に衆議院において否決する形勢にありますので、私は一刻を争う問題という考え方で、先週土曜日に緊急質問の通告を参議院事務局を通じて出したわけでございます。で、月曜日に私は緊急質問をしたいと思つておつたのでありますが、天野文部大臣は栃木県に御出張でおいでにならなかつたのであります。栃木県への天野文部大臣の御出張は大臣としての公的なものであろう、こういうふうに推察しておつたのでありますが、先ほどの岩間君との質疑応答を承わつておりますと、必ずしも公的なものでなかつたように

拝聴いたしましたわけでございます。而も月曜を水曜に延ばして本日緊急質問をしたのに対して、文部大臣がかくのごとき答弁に終始されたというところに對しましては、私は遺憾の意を表するものであります。私は文部大臣の反省を要望しておきたいと存する次第であります。次に一つお伺いしておきますが、先ほどからもそれは質疑されましたように、一体予算がどのくらい要るかと、それによつて政府内或いは手党において交渉することは、この二法律案が右するか左するかというときに影響性も私は極めて大きいと思つてござい

○委員長（梅原眞薩君）速記をとめて

【速記中止】

○委員長（梅原眞薩君）速記を始め

○矢嶋三義君 私は本日冒頭に大臣に緊急質問をした次第でございますが、他の委員諸君の質問を通じて私は現在天野文部大臣に遺憾の意を表したい。と申しますのは、この二法律案の行方につきましては、二十五日の休会明け本会議に衆議院において否決する形勢にありますので、私は一刻を争う問題という考え方で、先週土曜日に緊急質問の通告を参議院事務局を通じて出したわけでございます。で、月曜日に私は緊急質問をしたいと思つておつたのでありますが、天野文部大臣は栃木県に御出張でおいでにならなかつたのであります。栃木県への天野文部大臣の御出張は大臣としての公的なものであろう、こういうふうに推察しておつたのでありますが、先ほどの岩間君との質疑応答を承わつておりますと、必ずしも公的なものでなかつたように

ことも止むを得ないかと思つております。併しできるだけ早い期間に専任せしめるように、そういう人の養成に先ず努めなければならぬと思つております。○矢嶋三義君 長くかかりませんが、それで早い期間というのはどのくらいで解決できるものですか。○政府委員（久保田藤蔵君） 只今私が持つております数字的な計算で申しますと、全国的な資格者というものは、数字は相当数のものがございまして、併しこれは人のことであるので、例えば東京に多くのそういう資格者がおつても、それを地方に当然はめるといふわけには参りませんので、或る程度任用には時日を見まさんと、どのくらいもののがおさまるといふことはわかりませんが、少くとも私どももいたしましては、従来以上の大まかな考えを持つてしなれば養成はできないという計算だけは確認いたしております。

○委員長（梅原眞薩君）速記をとめて

【速記中止】

○委員長（梅原眞薩君）速記を始め

○矢嶋三義君 これで終わりますが、私は要望を申上げてこれで終わりたいと思つております。承わると共にその話が漠としておるわけなんです。的確な数字というものは殆んど答弁して頂けないわけなんです。而も選挙告示も九月上旬と、こういうふうな迫つておる次第で、こういう事態にあることを非常に悲しむわけですが、委員長を通じて文部当局に要望申上げた点、この二つの法律案が若し否決された場合には、かくかくの問題が起る、それからそれに対してはこういうふうな善処して行く、その予算はかく／＼であり、所要期間はかく／＼だといふところの詳細なデータを文部当局に委員長から要求して頂きたい。それを我々委員にも配

つて頂きたいし、その資料を又関係諸君にも、更に衆議院の手党諸君にも是非配付して頂きたい。そういう的確な資料の下において、国会において法律案が右しようにと、左しようにと、これは私は何も言うことはありませんが、今まで私が承わつたように、閣僚の一部のかた、或いは手党の文部委員のかた／＼の、この二法律案に対するところの認識、それを否決した後に生ずるところの事態というものを對する見通しは非常に甘い。こういう状況でこの二つの法律案が否決されるということは、我が国の教育を守つて行く立場から言つて遺憾極まりないことだと考えますので、文部大臣は仮定の問題は考えないとかといふようなことを、吉田総理の真似みたいなことを言うかも知れないが、この緊迫した現在、私が要求するような資料というものは当然文部省では準備して然るべきだと思つております。委員長から特に文部当局に要望して頂きたいと思つております。

○委員長（梅原眞薩君）これは今の

○委員長（梅原眞薩君）これは今の

○委員長（梅原眞薩君）これは今の

○委員長（梅原眞薩君）これは今の

半分は地方負担になるわけでございまして、この地方負担をする場合には、地方の独自の財源と、それから平衡交付金による金額、こういうものになると思つておりますが、その際地方で負担する二分の一の金額をどういふふうにして算定せられるのか、その点を伺つておきたいと思つております。○衆議院議員（若林義孝君） 前回ちよつとこれに関連する御質問があつて、お答えはいたしておりましたのでありますが、条文に書いてありますように、支出額の二分の一と、こういうふうになつておるわけであります。算定の基準といふものもおのずからあることはあるものでありますけれども、その基準にとられることなく、実際に支出した金額、これを法文的に解釈いたしてみまうといふと、支出額といふのと、実支出額といふものとの差別はないわけでありまして、併しながら在来この支出額といふことで、六三建築予算にいたしまして、支出額の二分の一、費用の二分の一、建築費の二分の一といふことになつておりますけれども、文部省で独自の算定基準を作りまして、その二分の一よりもえなかつた。今度もただ支出額の二分の一といふようなことであつたならば、恐らくはこの点非常に御憂慮になつての御質問であると思つておりますので、その御憂慮がないように、実際に支出した実績に基く二分の一……

○委員長（梅原眞薩君）速記を始め

○委員長（梅原眞薩君）速記を始め

○委員長（梅原眞薩君）速記を始め

○委員長（梅原眞薩君）速記を始め

るのは、残りの半分を地方が負担するのです。この負担の金額はどうきまるか、というのです。

○衆議院議員(若林義孝君) あとの半分の、両方の食い違いでありました。が、それは御質疑のなかにありました。ように、地方財政平衡交付金と、地方税制による収入とを根幹として算定をされるのであります。これは技術的に地財委の算定基準というものはおのずからあると思ひます。それと脱み合して支出額の二分の一の脱み合ひにおいて出されることを考えたのです。が、より以上詳しいことは、事務的の算定方法でありますので、私たちが答えるよりも事務局に御説明をお聞きを願つたほうがよいと思ひます。

○荒木正三郎君 この点ですね、私の質問が簡単ですからそれで誤解があるかも知れませんが、併しこの点は非常に重要な問題になつて来ると思ひます。この点が一番重要だと考えております。こういうことなんです、今まで教育費というものは地方財政需要額として地方に幾らの費用が要るか、こういう計算がなされるわけなんです。そして足りない場合に国庫から平衡交付金として出されておるわけです。ところがこの場合にですね、地方に幾ら金が必要かという場合にはこれは御承知の通りであつて、くどくど言う必要はないのですが、まあ教育費については、例えば五十人を一学級として一・五人という教員を見込むとする、それからいろいろのものを見込んで計算の基礎が出るわけなんです

ね、そういう基礎によつて地方で幾ら金が必要かということが算定されて来ておるのです。今度の場合はですね、使つた二分の一は国庫で負担するといふので、地方で負担する二分の一は幾らになるか金額を計算する場合、これはやはり平衡交付金で見ることになつて来ると思ひます。その平衡交付金を算定する場合に、実際使つた金額の半分を見れば、その点を明白にしてもらいた

い。これは私は文部省の答弁では安心がならないので今日は伺つて置かなければならぬのです。ところが地財委の答弁をもらつておかないと、平衡交付金の算出のほうは地財委がやりやすから、地財委の答弁が私は責任があると思ひます。先ず文部省の答弁を一つ願ひたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) 只今荒木委員から御質問がありましたので、実は地財委のほうからお答えするのが筋でございますけれども、地財委のほうでは従来文部省の数字をそのまま挙げておりましたので、これは地財委と文部省と話し合ひであります。それで文部省側としては、地財委のほうは大體文部省の意向に任じておりますので、その方針は、従来ですと義務教育費国庫負担法の、前の負担法が施行されておつた当時の状況を申し上げますと、一応実績の二分の一で組むわけでございます。この組み方は、前年度の生徒数の増加を見込んで、そして前年度の数字からその当該年度の義務教育費の額を

推定したもので予算を組むわけでありまして、その半分は国庫負担によりまして、あとの半分は従前ですと配付税で操作したわけでありまして、その半分の計算の仕方は、国庫負担と同額を配付税で見た、今回は同額を平衡交付金の基準財政需要額で置き、こういう恰好になると思ひます。

○荒木正三郎君 この点はですね、非常につきりして頂きたいと思ひます。非常にややこしいですからね。私もよく質問することが困難な点もあるのですが、もつと簡単に要約しますと、例えば東京都で一年間に百億という教育費が要つたと仮定します。そうすれば五十億といふものは国庫から出ると、あとの五十億を地方で負担する、こうなるのです。それで結果的に百億要つたものの五十億を国庫で負担すると、あとの五十億は平衡交付金で見ると、東京都はまあいいのですからいけませんけれども、仮に、東京都といふ例はちよつと工合が悪いのですが、平衡交付金をもらつて

いる県ですね、あとの五十億は平衡交付金で見ると、こういうことであるならば、併し心配ないのです、そうとするならば、併し心配ないといふ私は考へてゐるのですがね。五十億の国庫負担分は、半分は国庫で負担するからそれはいい。併しあとの五十億の負担は今までのような平衡交付金の算定基準によつて計算されたら、これが四十五億になつたり、四十六億になつたりすると思ひます。それと、併し心配ないといふ点はどうなつてゐるのかといふ質問です。

○説明員(内藤三郎君) 前の国庫負担法の話をしては大変恐縮なんです。には、半額の国庫負担は精算払いをする、ですから当該年度に一応予想し足が生じた場合に、国庫負担金については翌年度で調整してある。あとの半額については当該年度に組んだと同額のもの、地方の財政需要額に占む込みましてこれを配付税で操作をしたわけなんです。ですから今回はこちらのほうの国庫負担額がきまれば、少くともそれと同額を教育費の基準財政需要額に織込まなければならぬといふのは、これは当然の理論的な結論ではないかと考へるのであります。そこで

もつと端的に申し上げますと、生徒一人当たり五千円かかるといふしますならば、これは基準の経費が五千円としますれば、二千五百円は国庫負担金で行く、あとの二千五百円は平衡交付金のほうの単位費用になるのです。そこで一応予算で組みますと、どうしても過不足が生じますので、過不足については国庫負担金は精算払いで行く、地方のほうはこれは精算払いができませんので、財政需要額に取りあへず組んでおく、こういうことになるのです。

○荒木正三郎君 それでは角度を変えて、どうも今の答弁でも私が頭が悪いので、どうかわからぬのです。角度を変えて質問いたします。例えば栃木県で義務教育の予算を組む場合、県で予算を組む、県で予算を組む場合に百億なら百億、県で教育費が必要だ、こうなる、その場合に五十億は国庫から来る、こういう計算になる、あとの五十億は平衡交付金でこれだけ要するといふことがこの地財委が認めるのか、或いは地財委は別個の基準によつてその金をはじき出して来るのか、いわゆる地方で百

億という予算を組む、その予算を認めるのか、或いはそうでなしにそういうことに関係なしに、地財委は別個に或る基準によつて算定して行くのか、どちらの方法がとられるのかお聞きしたい。

○説明員(内藤三郎君) これは地方財政委員会と十分打合せで従来もしております。こちらの文部省側のほうの国庫負担の算定基準がきまりますれば、それとマッチするよう算定基準に変えて頂いたし、又地方財政委員会としても、教育費に関する資料がございませぬので、従来は十分文部省の意向を尊重いたしまして、それと国庫負担金と釣合いたしまして、それと国庫負担金と釣合いたしまして、それを算定して、今後ともそうして頂けると私どもも確信しております。

○荒木正三郎君 私今の答弁を意外に感ずるのですが、今内藤さんは国庫負担金の算定基準にマッチするように考へると、こういうことでは、国庫負担金という算定基準はないですよ。これは府県で算定した金の半分を持つといふのでしよう。それに今の話では国庫負担金を算定して或る基準で算定して、それでやるんだという話になると、この法律とすつかり違ふんじやないですか。

○説明員(内藤三郎君) 予算のほうでは実績の半額国庫負担でございますので、それでは予算に半額国庫負担をどうして組むかという問題を先ず御説明いたしますと、前年度の実績を基礎にして当該年度を推定するわけなんです。ですからそこで生徒数が何人の増加が来るか、教員数は何人で、平均単価は何人になつておるかという現員現給の調へが出ると、それから来年度の生徒数の増加を見込んで一応予算に組まざ

を得ないと思う。その中で支払をして行きます。第四・四半期に行つて精算をするわけでございましてけれども、精算したもので過不足が生じた分は翌年度の予算に計上されるわけです。ですからこの残りの半額の地方負担分については国庫負担で見たと、予算に見たと同額のものを基準財政需要額に紐む、こういうわけです。

○衆議院議員(若林義孝君) 大体今内藤説明員から御説明になつたような説明が地財委のほうからも衆議院の委員会においてなされたわけでありまして、この点は前はいろ／＼な条件をつけた算定基準を法文化しておつたのですけれども、その窮屈さがなく、地方の自主性を十分認めた行き方で行つてよるしい、こういう気持でそれを含んで算定をなされる。元来、ちよつと蛇足かと思ひますけれども、原案におきましては地財委のほうは非常に反対だつた。それから市町村のほうでは全額国庫負担というものであつた。二分の一という、この全額の二分の一でなくして、各府県の二分の一という今度の修正案は地財委のほうの意向を非常に取入れた案なのでありまして、この修正案については恐らく文部省よりも強力に協力して来る地財委の意向でありまして、すこしお含みおきを願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 これは地財委のほうから一応説明をもう一度してもらひたいと思ひますが、これは地元で、地方で負担する半額の金額は、平衡交付金を低く抑えられたらこの法案全部が死ぬことになるわけです。半分を地方で負担する額と同額を国庫で負担するのですから、その地方で負担する部分が

平衡交付金によつて抑えられたら、今の仕組であつたら抑えることができません、抑えられたらこの案全体は生命を私は失つてしまふ。そういう意味で地方で負担する半額を平衡交付金でどう算定して行くか、こういう点は非常に重要であると思ふ。内藤さんのお話ではそれは抑えないんだ、こういう話ですが、どうもその点をもう少し、どういふふうにして抑えないんだというこの説明をもう少し聞かなくちや納得できない。これは地財委からもよく聞かなければならぬ。

○説明員(内藤三郎君) これは今お話のようによつても平衡交付金に見る分が少いといふ法律の効果が著らないといふお説に対しては誠に御尤もだと思ふ。そこで従来の国庫負担の場合にも、今度の国庫負担の場合も実績の二分の一については同様なんです。そこで従来の例を私は引用したわけでありまして、この場合に国庫負担金がその年度の予算に計上されるわけです。例えば一千億といふ経費が計上されまして、五百億は国庫負担になり、あとの五百億は、義務教育費の五百億は都道府県の財政需要として当然計上されておる。ですからこの五百億をどういふ配分基準で地財委が繰込むかと申しますと、現在のところは児童と学校と学校と、こういう三本柱にしております。この点は改正を将来予想しておるのであります。もつと端的に申しますならば、生徒一人当たりが、五百億を還元しますと、一人当たりして五千円と仮にいたしますならば、二千五百円の分は一応国家の予算に乗つて来る、あとの二千五百円が生徒一人当たり二千五百円とし

て平衡交付金の単位費用になる。かように了解して頂ければいいんではないかと思ふ。ですから飽くまでも国庫負担金を幾らにきめるかといふことが平衡交付金の単位費用を幾らにきめるかといふことと密接な関係になる、半々で行くといふことで御了解を願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 国庫負担のほうは翌年度にたくさん使えば翌年度に精算払いという方法があると思ひます。今度もとられると思ふのです。併し平衡交付金のほうもやはり当初見込んだ金額が足らなかつたといふ場合に、平衡交付金のほうも精算払いのようによつて年度において追加するといふ、こういう措置がとられるのですか。

○説明員(内藤三郎君) それはとらないのでございまして。○荒木正三郎君 そこに問題がある。○説明員(内藤三郎君) そこで結局国庫負担金を幾らにきめるかといふことが一番大事なことです。そのきめ方によつて平衡交付金の単位費用が一応きまる。そこでそこまでは平衡交付金で保障し、半分は国庫負担金で保障する。それ以上には伸びた場合は地方財政について地方が努力される、努力された結果、国家のほうはその努力に報いる。併し地方が平衡交付金で保障された以上にお出しになつて、その自発的な発意、その恩恵として半額国庫負担の分のおまけが行く、こういうことになるわけです。

○荒木正三郎君 やはりここにこの法の非常に重要な点が出て来たと思ふのです。例えばまあ十億の教育費が要る、こう算定したとしますね。そうすると国庫負担は五億円だと、こういうふうにきめてしまふわけですね。ところが実際やつて見たら十二億円要る、そうすると国庫負担は六億になる、一億円だけ追加するといふ措置がとられるわけです。ところが地方で負担する分は初めの五億円それきりであつて、あとの一億円は見られない、こういう結果が出るわけですね。そうすると初めに義務教育費がその都道府県において幾ら要るかといふ算定をきめたらもうそれがそのまま地方負担分に押付けられるといふことになる、そうすればこれは半額国庫負担するのだといふ精神を私は実際において没却する結果になつてしまふのじやないかと思ふのです。

○説明員(内藤三郎君) それは少くとも妥当な規模は半額は国庫で明瞭に負担してこれは紐付けで行くのです。あとの半分は平衡交付金で保障しておる、その半分は双方合すれば全額保障になつておると思ふ。で、お話のように確かにその基準よりも上げる場合もあるし、下げる場合もある。下げたら下げた府県から平衡交付金を巻き上げるというようなことはいたしません。ですから下げる場合もこれは平衡交付金が紐付けでございまして、それからどうにも使われるのは困るから半ばあとの半分は当然ついで来るだろうと期待しておるわけです。で、その場合あとの半分は伸びる場合もあるし減る場合もある。これは地方の自主性に委ねる以外にならぬと思ひます。

○荒木正三郎君 今の教育界の実情は、地方ではかなり努力して教育費を出さう、こういう県が非常に多いと見ておるのです。ところがそういうふうになれば平衡交付金で抑えられるといふ心配があるのだから、増額でいきなり、こういう実情にあるのじやないかと思ふのです。私はいへば、こういう問題で陳情を受けて折衝したこともあるのです。そこで地方で負担する半額が平衡交付金で抑えられてしまふと、それでびし／＼と全体が抑えられて来ると私は思ふのです。この點を徹つてもつと余計出して行こう。若し余計出せば半額負担があるのだからいいといふ考えはあつても、その半額分を平衡交付金でびし／＼と抑えられますと、どうにも動きがとれないのじやないかといふことを私は心配しておるわけですが、そこで従来のような平衡交付金の算定でやらないで、少くとも地方が予算を組んで、教育費にこれだけ費らと予算を組んで、組んだ半額は国庫負担で見てやつて、半額が教育費として平衡交付金で算定基準で見てやる、こういうことになるならば非常に私はよくなると思ひます。

○説明員(内藤三郎君) ちよつとその御質問の点がはつきりしなかつたのですが、今最後にお聞きしていると、荒木先生の話と私は同じ結論だと思ひます。一応大体今実績を見て行きますと、原案の趣旨とは近いのじやないか。ですから原案の算定基準を用ひても、実績を見て同じことに私は大体はなると思ひます。その場合に半分は明瞭に国庫で持つわけでありまして、そこでその場合にはあとの半分は平衡交付金で見ると、この平衡交付金で見ると、これは基準がなければならぬと思ひます。その基準をどういふふうにきめるかといふことが一つ問題になると思ひ

ますが、この基準で大体実績が見れるという全国的基準で行きますと、大部分の府県は上ると思うのです。尤も非常に高いところがありますけれども、全国的に見ますならば、全国平均をとりますと、東北、北海道、関東、大部分の府県はその基準までは上げられるような財源措置が講ぜられるわけでございます。ですから一つの基準で行つてそこまで上げるように平衡交付金のほうはしておく。あとの半分を国庫負担。ところが平衡交付金は御承知のように幾らどれをどう使えという紐付になつておりませんから、地方のほうは自主性でおきめになるわけでありまして、教育費の分をよそへ食う場合もあるでしょう、よそから教育費を食つて来る場合もある。地方が教育に熱心であればあるほど平衡交付金で見た以上に出して来る。出した場合には半額を国が無条件に付合ふということになれば教育の振興に役立つのではないかと。

○荒木正三郎君 内藤さんの御説明の内容は私はわかりました。

それでは明日出られないということですからこの際質問しておきます。これは教材費の問題です。給料の問題と教材費の問題と二本建てですが、これを読んでもどの程度教材費を国庫で見るとのかわからぬのです。そこで大体の御説明を一つ願いたいと思うので

○衆議院議員(若林義孝君) 大体現在の原案によりますと、給付費の十分の一を教材費に充てている計算を出しておつたわけなんです。その半額というのですから大体五十億を見ているわけなんです。で、この算定にもいろいろ

る基準がありましようけれども、百何億という見方もあるし、九十何億という見方も出たおつたのですが、中をとつて約五十億となるわけですが、この大蔵当局への折衝の結果、これは給付費の十分の一でありますから、ペー

ス・アップその他で常に上る傾向があるものでありまして、大蔵当局としては非常にこの点を恐れて、原案に対する我々の折衝について難点がここに大蔵当局にはあつたわけなんです。そこで今度是非常に、こちらとして甚だ不本意なものでありますけれども、大蔵当局の意向をも見る、なお全国のPTAの諸君の負担をもう少し軽くしたいという意味で折衝の結果、三分の一を下らない程度で、原案は二分の一だつたのであります。今度は一歩進みました。不本意ながら三分の一を下らない程度、三十億を下らない程度で一つ算定をする、大体一人当たり二百円だと思つてあります。計算をするならば三十二億になると思つておりますが、そこで修正案は甚だ不本意でありましたけれども、お手許に御覧に入れておきますようなものになつて来たのであります。

○荒木正三郎君 そうすると三分の一は下らない、こういう点は政府も了解して、こつたふうなお話に承つたのですが、どうですか。

○衆議院議員(若林義孝君) 去年度の実績を基準として言葉でありまして、若し御質問の御意思の中で将来ペー

ス・アップその他がありまして十分の一が或いは百五十億になつた場合、三分の一と言へば五十億になるか、若しそういう意味がございましたならば、そこまでの折衝はできておりません。現

在のいわゆる百億を中心として考えた場合の三分の一を下らんとする内容を持つております。

○荒木正三郎君 そこで負担額は今大御説明を伺つてわかりましたが、その他配分に関して特別に設けてあるわけなんです。給付のほうは都道府県ごとにきめて行くようになつておりますが、教材費のほうはそうじゃないに、これでは全国一本、こういう形になつていくように思ふのですが、そのようになつておりますか。

○衆議院議員(若林義孝君) これは児童一人当たりを標準にしておりますから、児童数に応じて按分を、配分をせられるというのが精神でございます。

○荒木正三郎君 そうすると念のために申しておきますが、これは配分に必要事項は政令で定めるとありましたが、私は府県によつてこのこぼがあるのじゃないかというふうに解釈しておつたのですが、そういうことでなしに児童生徒の数に按分して、そして配分するのである、そういう意味であるのか、こつたふうに了解して差支えないわけですね。

○委員長(梅原眞隆君) 速記をためて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を好めて。それでは義務教育費国庫負担法に關する総括質問は今日はこれでやめて頂きまして、続いて農林省の谷垣管理部長がおいでになりましたから質問のあるかたは御発言を願います。

○荒木正三郎君 この伊丹飛行場の拡張の問題でございますが、現在日米合同委員会がこの問題の折衝が行われているというふう聞いています。地元の

においては非常な反響を巻き起しておることは御承知の通りだと思ひます。で、連日地元から陳情に見えておりますので、その内容については御承知だろうと思ひますが、私もこの飛行場のそばに住んでおるものでありましてこの実情をよく知つておるわけなんです。この飛行場は豊中、池田、それから伊丹、三郷星都市の丁度中間に位置を占めておる飛行場です。而もこの三郷星都市は住宅都市として、或いは教育都市として知られておるところなんです。ところが今回この中間にある伊丹飛行場が相当拡張されるといふことについていろいろの支障を来たしておるわけなんです。

先づ第一に教育上から申しますと、現在でもかなり飛行機の発着その他の騒音によつて、殆んどその演習の激しいときは授業ができない、こういう状態にあるわけなんです。ところがこれが更に拡張せられて、大体お話を聞くと一万一千フィートの滑走路を作る、こういうことです。それによつてジェット戦闘機及び大型爆撃機を発着せしめるというふうなことを聞いておるのです。が、そしてこれに要する要員も三千人ばかり増員になる、こういうことです。が、そうしなければ今でも非常に困つておる教育上の支障が更に大きくなる。それから現在でも相当数の何と言いますかパンパンガールと言つておりますが、そういう人が相当あるわけなんです。これは豊中、池田というところは子弟の教育のために集まつて来られるかたが相当あるのです。これは誇張ではないのです。ところがそういう種類の婦人が殖えることを非常に問題にしておるのです。今度三千人もそのために殖

えるということになればこの傾向が一層助長されて来るわけなんです。そういうふうなことで、現に私は二三日前に歸つて来たのですが、転宅をしなればならぬということを言つておる人が出ておるのです。で、私は池田市長にも豊中市長にも会いましたが、どうもこういう状態では市の発展のためにも困る、非常に市民に迷惑を及ぼすといふことを憂慮されておりました。それが教育上の問題から言へばそれによつて農地を接収されてその生活の根拠を失う者が大抵戸数にして五百戸近いと思ふのですが、人数にして約二千人くらいだと聞いておりました。こういう人たちがこの農地を失つたといふことになれば生活の途を失つて行くわけなんです。そういう意味から農民にとつてもこれは非常に大きな問題である。で、私の考えではこつたふうに三郷星都市の人口は、大体三郷星都市を合すれば二十万に上ると思ふのですが、こつたふうに真中にある飛行場をこの際拡張することはやめて、現状はいたしかたがないと私は思ふのですが、一応拡張することはやめて、若し非常に不都合であればほかにもう少し広々としたところで、換地をやつて、前の陸軍の演習の青野原などがあります。金は少なからずかかりま

すけれども、やはりそういうところを換地として、そこに建設して、こつたふうに人家の、周囲が密集して、而もそれは先ず言へば北大阪における住宅地帯なんです。山手ですね、そういうところに、文化都市として振興しようといふところ、こつたふうに飛行場を拡張するといふようなことはやめたらどうか、こつたふう意見なんです。これに

つては三市の市長或いは市会、或いは住民の総意として私のほうにも陳情が来ておるわけなんです、聞くところによるとこれはかなり進捗をして拡張を撤回することは非常に困難であるというふうなことを聞くのですが、この際私は是非これは拡張計画を中止して他に求めてもらいたい。こういう考えであります、そういう点についてどういう経過になつておるのか聞きたいと思ひます。

○説明員(谷垣專一君) 突は御承知の通り日米合同委員会が行政協定によりまして、でき上りまして、日米合同委員会の議に、今申されましたような飛行場、その他演習場、或いはその他の施設等々の米軍に供手いたしまする問題が協議されておるのであります。合同委員会の下部機構と申しますか、正式な機構と申すよりは実質的な必要から生じた下部機構といたしまして、それらの分科会が開かれております。その中の分科会の一つといたしまして、飛行場分科会がありまして、その飛行場分科会でそれ／＼専門的な立場から日米の専門家の諸君が集まりまして、議論をいたしております。そこで決定いたしましたもの、或いは未決定でありまして両方の意見を尽しまして、未決定であるようなものは合同委員会に上げまして、そして合同委員会の決定を待つてそれが両方の決定になると、こういう順序になるわけでありまして、たゞ／＼飛行場の分科会の日本側の首席を農林省のほうで農地局長が担当いたしておりますので、そういう関係で私はこゝへ呼出されておると思ひます。そういう意味で一つお答えをいたしたいと思ひます。

今申されましたように伊丹の飛行場は従来からかなり整備いたされております。その都度拡張いたされておりますが、御指摘になりましたように主としてジェット機を使用いたしますために滑走路が非常に短い、そのために今御指摘になりましたような標準の滑走路の延長を必要とするということ、並びにそれに必要な要員をその近くに収容したい、こういうために伊丹飛行場の拡張が米側から要請されておるのであります。而もかなり向うでは熱心によつておられる要請であります。この結果、今御指摘になりましたようにあるこの阪神間の非常に重要な地帯がいろいろ影響を受け、面積といたしましては従来飛行場として使用しておる面積の、大体二百五十町ございまして、現在要求されるものも相当な面積になつて参りました。百町歩以上の面積が拡張のために新しく要求されておる、こういうような大体的状況でございます。従いまして農地の改廃の問題、或いは拡張予定の中に入つておりますところの重要な道路、或いは数百町歩に及びます灌漑水路がそのために支障を受けるといふような状況、或いは延長予定の線が部落に近接いたしておりますために、その部落民に対する影響、或いは部落にありますが、この学校の他の事業に対する影響等々、或いは又御指摘になりましたような風紀上の問題がそれに附随して来るようなこと、そういうことがこの拡張に伴ひまして一応の予見ができるのであります。これは非常に重要な、又重大な問題であると私たちのほうでも考へておるわけでありまして、ただ問題は、日米両方の意思がどういふ形であるかとい

う恰好だと思ひます。で、向う側が伊丹という地区が戦略上から見まして、どうしても必要だといふ要求をいたしておるわけでありまして、その観点と御指摘になりましたような重要地帯に対するいろいろの影響といふものを比較考慮して、現在のままの拡張をやつて行つて果して妥当なものであるかどうかといふところに問題があるかと思ひます。私たちのほうでは実は戦路上の必要、或いは戦略上の価値評価といふことは、それだけの能力が実はございせんので、それに対する判定が十分なわけに参りません。ただ従来から阪神地区の防衛のために旧日本軍が使用いたしておりましたような方々の飛行場がございまして、そういうような飛行場に対して何か代替性はないか、或いは御指摘になるような演習場等が被爆が非常に軽度になるようなものに對して何か代替性はないか、或いは又つと速力が早くなつておるわけではありますから、この名古屋地区の防衛に於けるようなものも考へてもう少し向うにずれて行く代替性はないかといふような点につきまして、米軍のそれ／＼の専門家に對しまして、当方の要求を申入れをいたしまして、検討を重ねておる状況であります。ただ非常に向う側では、この決定を早く決定されたいといふことを要求いたしておりますが、問題が非常に重大であります。且つこれから予見いたしまする事情が非常に多いので、今申上げましたような点について十分の考慮を払われようようにこちらから申述べて、米側でもその点について調査を進めておる、こういうような状況になつております。極く大ざつぱに申上げますれば、そう

いふような経過で現在進んでおります。○荒木正三郎君 これに代る前の飛行場或いは演習地等を日本側から出しておられますかどうか、そういう点について……○説明員(谷垣專一君) これはまだ交渉の途中でありまして、はつきりしたことを申上げることが或いは不可能かも知れませんが、先ほど私が申し上げました通りに、旧日本軍がいろいろと使つておりましたような旧演習場は御指摘になりましたような旧演習場として設定できないかといふような問題、そういう問題につきましては、当方から申入れをいたしまして、米側の立場からも調査してもらひ、研究してもらひ、こういうふうに入入れをいたしております。○荒木正三郎君 これで終つておきますが、この伊丹飛行場は、私は全国でも例のない特殊な地位にあると思ひます。これはさつきも申上げましたように、町の真中にある、そう申しても差支えない程度のところにあるわけでありまして、すつかり周囲は住宅地帯で、そういうところを拡張することの障害、これは非常に大きいと思ひます。従つてやはりそういう障害の少いところで、日本側として十分考へてやつて頂きたいと思ひます。かように思つてゐるが、飛行場の廻りだけでも六つぐらい学校があるわけでありまして、ですから教育上からいつたつて非常に好ましくないわけでありまして、前の戦争のときに、このためにこの周囲が如

何に大きな被害を受けたか住民は知つてゐるのですから、従つて住民の反對というものが非常に強いものがあるから、私は十分考慮して、一つはかに適當な所を提出して、この拡張はやらぬように一つ十分住民の意思を考へて頂きたいといふ希望を申上げておきます。○説明員(谷垣專一君) 十分に努力いたします。○委員長(梅原眞隆君) それでは今日の文部委員会は散會いたします。午後四時二十六分散會

昭和二十七年九月九日印刷

昭和二十七年九月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局